

東京大学（柏）総合福利施設整備等事業

要求水準書

平成18年5月1日

国立大学法人 東京大学

< 目 次 >

東京大学（柏）総合福利施設の概要	1
1 . 施設の設置目的	1
2 . 施設整備の基本理念	1
3 . 柏キャンパスの構成と本施設の位置づけ	2
施設の設計及び建設に関する要求水準	3
1 . 一般事項	3
2 . 遵守すべき法規制等	3
3 . 適用基準等	4
4 . 敷地条件	4
5 . 施設概要	5
6 . 設計要求水準	8
7 . 各施設の要求水準	1 9
8 . 設計及び施工に関する要求事項	2 0
. 運営業務に関する要求水準	2 2
1 . 目的	2 2
2 . 一般事項	2 2
3 . 食堂部門の運営業務	2 2

本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「東京大学（柏）総合福利施設整備等事業」（以下「本事業」という。）に関して、施設の空間要件、設備の機能要件、運営に関する要件について、国立大学法人東京大学（以下「大学」という。）が要求する一定の水準を示すものである。

東京大学（柏）総合福利施設の概要

1．施設の設置目的

柏地区キャンパスは、東京大学の「三極構造」の中で、本郷地区、駒場地区とともに、単なる総合大学ではなく世界のセンター・オブ・エクセレンスとしての東京大学を形作る一極を目指している。こうしたなか、近年、キャンパスの整備が順調に進み、学生及び教職員による教育研究活動を支援するため、総合福利施設の整備拡充が急務となっている。

今回、本事業で整備する総合福利施設は、キャンパスの学生及び教職員約2千人（平成18年4月現在）の生活基盤を支援し、快適なキャンパスライフに寄与する施設として、保健センター、食堂部門及び共用部の整備を行うものである。

以上の目的を達成するため本事業においては、民間の資金・経営能力及び技術的能力の活用を図るとともに、民間の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に本施設の設計、建設及び工事監理並びに運營業務を実施する事業手法を採用するものである。

2．施設整備の基本理念

総合福利施設は、柏地区キャンパス内に整備されるものであり、「柏国際キャンパス憲章」における「国際研究拠点の形成・発展」「教育の国際化」「国際連携の推進」の目的を、「柏地区キャンパス開発・利用計画要綱」における「絶えざるイノベーション」の理念を、それぞれ実現（支援）するための一環として計画するものである。

3 . 柏キャンパスの構成と本施設の位置づけ

柏キャンパスは、東西に長い帯状のゾーニングで構成されている。これらゾーニングの中央部に「带状広場」があり、当該広場の北側に「主研究実験棟用地」及び「実験棟用地」等が、南側に「街」及び「公共性の高い建築用地」等がそれぞれ計画されている。総合福利施設は、この「带状広場」に面する「街」部分の西側（中央部寄り）に整備するものであり、キャンパスライフの中心的な部分として位置づけられる。

施設の設計及び建設に関する要求水準

1. 一般事項

本要求水準書に示された要求事項に沿って、本施設の設計、建設及び工事監理並びにその他の下記関連業務（以下「本業務」という）を行う。

(1) 事前調査

- 1) 地質調査
- 2) 土壌汚染調査
- 3) 設計開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

(2) 施設の設計

- 1) 基本設計・実施設計
- 2) 工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

(3) 施設の建設

- 1) 敷地造成
- 2) 建設工事
- 3) 工事監理
- 4) 周辺家屋影響調査・対策
- 5) 電波障害調査・対策
- 6) 施設運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

2. 遵守すべき法規制等

本業務の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 建築基準法
- (2) 都市計画法
- (3) 消防法
- (4) 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (7) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- (8) 労働安全衛生法
- (9) 大気汚染防止法
- (10) 水質汚濁防止法
- (11) 電気設備技術基準
- (12) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(13) 千葉県環境保全条例

(14) その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守すること。

3 . 適用基準等

本業務の実施に当たっては、下記基準類の最新版を適用する。

- (1) 文部科学省建築工事標準仕様書（平成16年版）
- (2) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）
- (3) 学校建築構造設計指針・同解説（平成8年版）
- (4) 文部科学省電気設備工事標準仕様書・附属資料（平成16年版）
- (5) 文部科学省電気設備工事標準図・附属資料（平成16年版）
- (6) 文部科学省機械設備工事標準仕様書・附属資料（平成16年版）
- (7) 文部科学省機械設備工事標準図・附属資料（平成16年版）
- (8) 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）
- (9) 文部科学省土木工事標準仕様書（平成16年版）
- (10) 国土交通省制定土木構造物標準設計（1）（2）
- (11) 建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 文部科学省保全業務仕様書
- (13) 東京大学柏地区自家用電気工作物保安規程

4 . 敷地条件

本施設が立地する敷地の主な前提条件は次の通り。

- (1) **位置** : 千葉県柏市柏の葉5丁目1番1号（東京大学柏地区キャンパス内）
（【資料1 事業計画地位置図】を参照）
- (2) **敷地面積** : 237,452㎡（内本事業計画地1,600㎡）
- (3) **敷地隣接道路** : 幅員18.0m（西側道路・南側道路）
（敷地と接している部分の長さ約1,130m）
幅員 9.0m（東側道路）
（敷地と接している部分の長さ約300m）
- (4) **区域** : 市街化区域内
用途地域 第二種住居地域 / 防火地域 指定なし
- (5) **建ぺい率** : 60%
- (6) **容積率** : 200%

(7) 日影規制 : 5時間・3時間

(8) インフラ整備状況

1) 共同溝及び土中埋設

既存共同溝（電気、都市ガス、各種給水、雨水排水、通信回線は、土中埋設とし、舗装等の復旧工事も本事業の範囲とする。）

（【資料2 柏キャンパス共同溝配置図】を参照）

2) 電気 : 先端生命科専攻研究棟切替所にV C Bを1台設置し、高圧分岐（6 k v E M - T 3 8 、1回線）

3) 都市ガス : 2 0 0

（【資料3 柏キャンパスガス管接続位置図】を参照）

4) 上水 : 5 0 共同溝内バルブ止め

（【資料4 柏キャンパス給水管接続位置図】を参照）

5) 中水 : 5 0 便所洗浄水用・共同溝内バルブ止め

（【資料4 柏キャンパス給水管接続位置図】を参照）

6) 井水 : 6 5 散水用・共同溝内バルブ止め

（【資料4 柏キャンパス給水管接続位置図】を参照）

7) 雨水排水 : 2 0 0 × 2 浸透管

（【資料5 柏キャンパス雨水管接続位置図】を参照）

8) 汚水排水 : 2 5 0

（【資料6 柏キャンパス汚水排水管接続位置図】を参照）

9) 情報通信回線: 物性研究所本館6階L A N H U B室より引き込む

（【資料7 柏キャンパス既設情報通信設備配線ルート図】を参照）

10) 電話通信回線: 設備センター内の既存電話交換機より引き込む

（【資料7 柏キャンパス既設情報通信設備配線ルート図】を参照）

(9) 地盤状況

参考として事業計画地周辺の地盤調査資料【資料9 柏キャンパスボーリング調査位置図】、【資料10 柏キャンパスボーリング土質柱状図】を添付する。

(10) 土地の取得等に関する事項

土地は、東京大学固定資産管理規程（平成16年4月1日）第18条の定めに基づき、建設及び運営業務に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。借地形態は、事業期間にわたる使用貸借権を認めることとしており、地上権の設定は予定していない。

5 . 施設概要

(1) 規模・構造等

1) 延べ面積: 約820 m²以上

- 2) 階 数：応募者の提案とする。
 3) 構 造：応募者の提案とする。

(2) 施設構成・規模

- 1) 保健センター : 約160㎡以上
 2) 食堂部門 : 約570㎡以上
 3) 共用部 : 約90㎡以上

(3) 主要諸室と想定面積等

以下に、主要諸室の想定面積、備考（概要及び要求性能等）を示す。

- 1) 主要諸室の面積は、想定面積の±5%の範囲内とする。
 2) 部屋名の （網掛け）部分は、選定事業者による運営業務のために、大学が選定事業者に貸し付ける部分である。

保健センター 約160㎡			
部屋名 (想定面積㎡)	備考(概要及び要求水準等)	本事業の範囲	別途大学の範囲
受付事務室 (25)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師2名、事務員2名が常駐する。 ・部屋の奥のスペースは、カーテンかパーティション等の簡易な方法で間仕切り、シンク付流し台(給湯付き)を設置し、職員の休憩室(食事スペース)としても機能することができる空間を確保する。 ・シンク付流し台(給湯付き)を設置する。 ・カウンター窓口は広めに確保するとともに、窓口の利用者側は記載用テーブルとして広めに確保する。 ・受付カウンターを設置し窓口にはガラスの開閉窓を設置するとともに、カルテなど重要書類を置くため、シャッター等で戸締りができる構造とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンク付流し台(給湯付き) ・受付カウンター(ガラス小窓、シャッター付) ・ブラインド ・電話機 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・事務机 ・パソコン ・レーザープリンター ・ファックス ・コピー機 ・時計 ・事務用機器一式 ・その他受付業務を実施するために必要な備品類
休養室 (16)	<ul style="list-style-type: none"> ・体の具合が悪い利用者が休養する。 ・ベッド2台を設置し、安静できる環境やプライバシー保護の観点から、ゆとりを持たせるとともにカーテン等の簡易な方法で間仕切りができる機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン及びカーテンレール ・ブラインド ・電話機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッド ・椅子
内科診察室 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・内科の診察を行う。 ・診察用机・椅子、受診用椅子、診察用ベッドを各一台設置することができる空間を確保する。 ・洗面化粧台(給湯付き)を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面化粧台(給湯付き) ・ブラインド ・電話機 	<ul style="list-style-type: none"> ・診察用机 ・椅子 ・受診用椅子 ・診察用ベッド ・その他診察業務を実施するために必要な備品類
処置室 (16)	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷の処置等を行う部屋で、衛生上の理由から内科診察室と別の部屋にする。 ・シンク付流し台(給湯付き)、汚物処理槽を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンク付流し台(給湯付き) ・汚物処理槽 ・ブラインド ・電話機 	<ul style="list-style-type: none"> ・診察業務を実施するために必要な備品類

検査室 (ロッカー室とあわせて20)	<ul style="list-style-type: none"> 採血及び心電図、身長体重体脂肪計、レントゲンシャーカステン(間接用)、自動尿検査器、聴力計、視力計等を設置することができる空間を確保する。 必ずしも、検査室内で全ての機器を使用できるようにするものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機用の防水パン 物干しフック ブラインド 電話機 	<ul style="list-style-type: none"> 採血及び心電図 身長体重体脂肪計 レントゲンシャーカステン(間接用) 自動尿検査器 聴力計 視力計 更衣ロッカー その他検査業務を実施するために必要な備品類
ロッカー室 (検査室とあわせて20)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の更衣ロッカー室として使用するとともに、手拭きタオル、バスタオル類、白衣等の洗濯及び乾燥を行う。 職員の更衣ロッカーを設置することができる空間を確保する。 物干しスペースを確保する。 洗濯機用の防水パン、給水・給湯を設置する。 		
精神科診察室 (20)	<ul style="list-style-type: none"> 精神科の診察を行う。 診察用机・椅子、受診用椅子を各一台設置するとともに、利用者がリラクセスできるように、応接セットを1セット設置することができる空間を確保する。 部屋の外から部屋の中の会話や様子が窺い知れないように、部屋の遮音を十分におこなう。特に、扉の十分な遮音に配慮すること。 廊下側の正規の出入口(扉)のほかに、他の部屋(どの部屋でも良い)に抜けることができる出口(扉)を設置する。なお、屋外にでられる必要はない。 洗面化粧台(給湯付き)を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 洗面化粧台(給湯付き) ブラインド 電話機 	<ul style="list-style-type: none"> 診察用机 椅子 受診用椅子 その他診察業務を実施するために必要な備品類
トイレ (3)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共用とし、採尿スペースとしても利用する。 洋式便器、小型手洗い器を設置する。 尿検査に利用できるように処置室の隣に配置し、処置室との間に検尿コップを受渡しする小窓を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 洋式便器、ペーパーホルダー 小型手洗い器 鏡 	
廊下・待合 (-)	<ul style="list-style-type: none"> 内科の待合は、受付事務室付近の廊下に配置する。(長いす(3人用)を設置することができる空間を確保する) 精神科の待合は、利用者が安心できる環境やプライバシー保護の観点から、廊下の奥まった位置に配置し、カーテン等で仕切れるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> カーテン、カーテンレール ブラインド 電話機 ピクチャーレール 	<ul style="list-style-type: none"> 長いす テレビ
合計(160)	-	-	-
食堂部門 約570㎡			
部屋名 (想定面積㎡)	備考(概要及び要求水準等)	本事業の範囲	事業者の範囲
客席 (-)	事業者の提案による	<ul style="list-style-type: none"> 椅子 テーブル ベンチ ブラインド 電話機及び電話台 手荒い器、鏡 掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> スポットライト 薄型テレビ BGM ディスプレイ レジスター 傘立て 床マット

		・ピクチャーレール ・時計	・ゴミ箱 ・その他食堂運営業務を実施するために必要な備品類
厨房、食品庫、 ゴミ置き場 (-)	事業者の提案による (ただし、食堂部門に、従業員用の便所を必ず設置すること)	・厨房機器 ・冷凍庫、冷蔵庫	・その他食堂運営業務を実施するために必要な備品類
事務室 (-)	事業者の提案による		・食堂運営業務を実施するために必要な備品類
設備室その他 (-)	事業者の提案による		
合計(570)	-	-	-
共用部 約 90㎡			
部屋名 (想定面積㎡)	備考(概要及び要求水準等)	本事業の範囲	別途大学の範囲
便所(男・女) (-)	・帯状広場から自由に使用できる共同の便所とする。	・男子：大2、小3、手2 ・女子：大2、手3 ・S K 及び掃除用具置場	
多目的便所 (-)	・帯状広場から自由に使用できる共同の身障者対応便所とする。	・法令・条例等に基づき設置する。	
設備室その他 (-)	・施設等の全体に係わる設備室を設置する。		
合計(90)	-	-	-

6. 設計要求水準

(1) 基本コンセプト

1) 柏キャンパス全体とのつながり

総合福利施設は、保健センター、食堂部門及び共用部からなり、キャンパスの学生及び教職員約2千人の生活基盤を支援するものである。また、キャンパスの中央部にある「帯状広場」の南側に面して整備するものである。

以上を踏まえると、総合福利施設は、小規模な施設ではあるものの、「帯状広場」を取り囲む各施設等をはじめとし、キャンパス内のその他の施設等との一体感に十分配慮することが重要な要素のひとつと考えられ、キャンパスの顔として相応しい場の形成と建築が求められる。

2) デザインの方針

ア 総合福利施設は、キャンパス内の施設に相応しい簡素で上品な質の高いデザイ

ンが求められる。

イ 単なるデザインによる形態操作を超えた、例えば、環境負荷を軽減する建築デザインのあり方など、今日的テーマに取り組んだ提案が求められる。

ウ 建築デザインだけが孤立するのではなく、ランドスケープや家具、サインに至るまで統一的なデザインが求められる。

3) 食堂部門における透過性

ア 空間の認識や人間同士のコミュニケーションを容易にし、さらに眺望、採光及び通風をも考慮した「透過性」が求められる。

イ 具体的には、食堂の客席部分が北側の「带状広場」に対して透過性を持つとともに、南側の「公共性の高い建築用地」に対しても透過性を持たせる。

ウ 大学に求められる社会連携の理念に沿って広く地域に開かれ、親しみやすく人に優しい施設を実現する。その一方で施設のセキュリティにも配慮する。

4) 保健センターの利用者に対する配慮

ア 施設用途の性格上、「带状広場」の南側に面する利便性の高い位置に配置する一方で、あまり目立つことなく施設を利用できることや、静かで落ち着いた環境を確保する等、利用者に対する配慮が求められる。

イ 具体的には、出入口の前面に緩衝スペースを設け、出入りが直接的に目立つことがないように視線を遮る構造とし、施設内部では内科関係諸室と精神科関係諸室及び動線を区分する。

5) 安全で快適な施設づくり

日常的な利用とともに、火災や自然災害に対しても、十分な安全性が確保できる構造と設備を採用する。

(2) 環境保護への配慮

1) 総合福利施設の設計、建設及び工事監理並びに運営業務の計画及び実施においては、「省エネルギー法」に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に参照することをはじめ、建物のLC(ライフサイクル)全体での省エネルギー及び省資源化に努めるなど、環境保護への配慮が求められる。

2) 食堂厨房からの排水が、規定の排水基準を満たすように処置し、排水による環境汚染を防ぐこと。

(3) 施設の耐用期間

1) 予算の効率的な活用と上記項目(2) 1) に配慮し、長期間使用可能な施設の整備を目指すこと。また、事業期間後の適切な時期に大学が行う大規模改修等を考慮の上、施設の整備に努めること。

2) 個々の部位、部材、設備、部品等の耐用年数については特に定めないが、選定事業者は、少なくとも上記 1) に示された内容を考慮し、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択、施設の設計及び事業期間にわたる施設保全を行うこと。

3) 変化に対する対応性の確保

本施設について事業期間中の基本的な用途の変更等は想定していないが、将来的なニーズの質・量の変化をある程度予測して、建物及びその構成要素の機能的柔軟性の確保に努めること。

(4) 建築計画における基本的要件

1) 配置・動線計画（【資料1 事業計画地位置図】を参照）

- ア 「带状広場」に面する「街」部分の西側（中央部寄り）に配置する。
- イ 「街」と柏図書館を結ぶ歩行者用通路の東側に接して「食堂部門」を、さらにその東側に「保健センター」を配置する。
- ウ 原則として施設は「街」部分の範囲内におさめるものとするが、計画地の範囲内であれば、食堂の客席部分等の一部について、「带状広場」の部分に計画しても良いものとする。
- エ 計画地の南側の「駐車場」との段差（高低差1m程度）部分に、適切な擁壁を設置するとともに、当該「駐車場」からのサービス動線（階段等）を整備する。
- オ 「食堂部門」の客席部分が北側の「带状広場」に対して透過性を持つとともに、南側の「公共性の高い建築用地」に対しても透過性を持たせる。
- カ 「保健センター」は、出入口の前面に緩衝スペースを設け、出入りが直接的に目立つことがないように視線を遮る構造とし、施設内部では内科関係諸室と精神科関係諸室及び動線を区分する。

2) 平面・動線計画

- ア 各部門及び所要室に求められる特性を十分に把握し、機能を重視した利便性の高い平面計画とすること。
- イ 出入口や廊下などの計画においては、複雑な形状・位置をなるべく避け、初めての利用者でも迷わずに行ける、明快な平面構成とすること。
- ウ 平面計画にあたっては、自由に出入りのできる開放された空間（主に「食堂部門」）と管理された空間（主に「保健センター」）とを明瞭に区画すること。
- エ 維持管理、運営等が容易なゾーニング計画や動線計画とすること。また、メンテナンスの容易さを考慮すること。
- オ 避難計画に配慮した計画とすること。
- カ 施設案内や室名サインなどを見やすい位置に適切に設置し、円滑な運営を促すよう配慮すること。

3) 断面計画

- ア 機能性やコストを考慮した合理的な構成とするとともに、バリアフリーにも配慮し、段差及びスロープ等が極力生じない断面計画とすること。ただし、特に外部に面する出入口の断面計画には、雨仕舞いを工夫すること。
- イ 自然光や自然換気をできるだけ確保するとともに、閉塞感・圧迫感のない開放的な断面構成に努めること。
- ウ 各諸室に必要とされる天井高が確保できる階高を設定すること。なお、食堂部門の客席部分の天井高は4m以上を確保することとし、より高い方が好ましい。
- オ 原則として、本施設の1F Lは「带状広場」に面する他の施設の1F Lに合わ

せる。

4) 内装計画

ア 室内の仕上材については、各部門の用途及び使用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適の組み合わせを選ぶよう努めること。なお、食堂部門の客席部分については、木材等自然素材の使用を積極的に図ること。

イ 仕上材は、各室に求められる性能を満足させるとともに、メンテナンス等維持管理面や耐久性に配慮した選定を行うこと。

ウ 使用する材料は、ホルムアルデヒド等の化学物質を含むものを極力避けるとともに、改修時・解体時においても環境汚染が生じないように選択すること。

エ 内装仕上の色彩については、大学の施設として相応しい、清潔感があり落ち着いた色彩環境の創造に努めること。なお、施工前に大学の確認を受けるものとする。

オ 居室空間の内装は、出来るだけ木などの自然素材を積極的に採用すること。

5) 外装計画

ア 外観デザインについては、周辺環境との調和を図るよう努めること。また、建物の意匠には、簡素で品格のあるデザインが求められる。

イ 外部に面する仕上については、メンテナンスや清掃等の維持管理面及び耐久性に配慮した材料選定を行うこと。

ウ 外観の色彩については、統一感のあるシンプルな構成とする。その場合、色調の選択に当たっては、共に「带状広場」を構成する他の施設との連続性に配慮するものとする。なお、施工前に大学の確認を受けるものとする。

エ 外壁に設ける窓については、自然換気が可能な窓とするが、はめ殺し窓を用いる場合には室内における自然換気経路を別途、工夫して設けること。

6) 少人数の事務機構で運営できる施設構成

ア 各種機器は、専門の管理スタッフがなくても操作ができるような、分かりやすい操作インターフェースとし、また操作説明書などの充実も併せて考慮する。

イ 夜間や休日など、管理が手薄な時間帯の災害に迅速かつ有効に利用者に対応できるように、従来の常識にとらわれることなく、警報表示装置の発報方式等を工夫する。

7) 食堂部門

ア 食堂や厨房の臭気や音が、周辺施設に影響しないように計画すること。特に、厨房その他の排気は、外壁面で行わず、屋上で排気する。

イ 食堂は、利用者の配膳と下膳の動線を分け、料金徴収の位置などを考慮しつつ、出来るだけ動線が交錯しない計画とすること。

エ 屋外での食事ができるようにすること。その際強風が吹くことに留意して快適な空間になるようにする。

オ 食堂の物品搬入用及びゴミの搬出用に、サービスヤード、荷捌、ゴミ置場を設置する。

カ 業務用の駐車場については、計画地南側の既存の駐車場のうち3台分を、大学が選定事業者が無償で貸し付けるものとする。

8) その他

- ア 窓には、原則、ブラインドを設置する。また自然換気に用いる窓には、ロール網戸もしくはプリーツ網戸を設ける。
- イ 使用材料等を考慮し、振動、騒音を極力抑制する。
- ウ 必要なサインを適切に設置し、利用上の便宜を図る。サインのデザインについては、建築の意匠と統一感の取れたものとする。最低限、表示が求められる内容としては、外部案内板、館名板、総合案内板、各種室名、各種誘導（注意）板、掲示板、バリアフリー関係表示（点字サインを含む）、その他を設け、利用者に分りやすい施設とする。なお、日本語と英語の二言語表示を原則とする。
- エ 建物内は、全館禁煙とする。
- オ 床下ピットは全面とし、スラブ下で1.2m以上、梁下で0.6m以上の有効高さを確保するとともに、湧水対策を行うこと。
- カ 消火器ボックス及び消火器を、消防法に適合し、かつ、必要な位置に設置する。
- キ 保健センター及び食堂部門の各出入口には自動ドアを設置し、停電時には停電前の状態（フリー、施錠）を保持するものとする。ただし、非常時には内部から外部に出られる別の避難経路を確保すること。
- ク 保健センター、食堂部門のそれぞれに郵便受けを設置する。
- ケ 共用部に各種の催しもののポスター等を掲示するスペース及び掲示板を設置する。
- コ 便所、多目的便所
 - 多目的便所には、車椅子利用者用便所を設ける。
 - 女子便所は、覗き見等の犯罪行為がおきにくく、対処しやすい構造であること。
 - a. ブースの下部、上部のアキを作らない。
 - b. 非常警報設備を設ける。
 - c. 女子便所を極端に奥に配置しない。
 - 床・壁の仕上げは、タイル張りとする。
- サ 窓
 - 極力換気ができる構造とすること。
 - 窓は、ペアガラスを原則とする。
- シ ピロティ等
 - 隣接する既存研究棟の仕様に習い外装計画を行う。

(5) 構造計画

1) 基本的要件

- ア 建物に必要な保有水平耐力の算定に当たっては、学校建物の安全性及び機能性を考慮し、建築基準法施行令によるC₀の値を1.25倍することを標準とする。
- イ 耐震安全性の分類は、人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設でかつ多数

の者が利用する施設とし、構造体を A 類、建築非構造部材を B 類、建築設備を乙類とする。

ウ 建物は、地震等に対する保有耐力を充分に見込み、大地震動後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとする。

エ 建物の基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全かつ経済性に配慮した計画を行うこと。

(7) 設備計画

1) 一般共通事項

ア 地球環境の保全に十分配慮した計画とし、長期的視点に立って効率的で維持管理の容易なシステムを基本とする。特に大学の立地条件や施設の用途・規模及び使用条件に十分留意し、各室内環境に支障が出ないようにする。

イ 将来的な変化や増設などを考慮し、設備の更新に対応可能な計画とする。

ウ LCC（ライフサイクルコスト）の観点から将来にわたる維持管理コストの低減が図れる設備計画とする。

エ 風水害や落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とする。

オ 各設備、防災関係の自動監視は、集中化を図り、一元管理により省力化ができるシステムとする。

カ 各種機器やダクト類については、地震時の転倒防止、防振等に配慮し、適切な耐震対策を施すこと。

キ ハンディキャップを負っている利用者に対して、十分配慮した設備計画とする。

ク 主要機器は、寿命や騒音、景観への配慮から、原則として屋内に設置するものとする。（やむを得ず屋外に設置する場合は、騒音対策や目隠しの方法など、屋外設置における具体的措置を明らかにすること。）

ケ 設備システムについては、外部熱負荷の積極的な低減やエネルギー・資源の有効利用により適正な機器能力を選定し、運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな構成とすること。

コ 電気、ガス、水道等の計量区分について記載がないものは以下のようにする。

施設全体、 保健センター、 食堂部門、 共用部

2) 建物管理方式（設備の管理）

柏キャンパス内の設備センター内にある中央監視室（以下、中央監視室）は防災監視機能を有し、設備機器全般の運転もしくは管理を行えるようにする。

3) 電気設備における基本的要件

ア 電灯設備

各室・共用部等に設ける照明器具、コンセント等の設置及び配線工事、幹線配線工事を行う。

照度条件：【別表 1 各室性能表】に記載の照度を原則として設定する。これに記載がない部分については、JIS-Z-9110-89による。

照明器具：原則として照明器具管球はH F 3 2 W・H F 1 6 Wとし、ダウンライトを使用する場合はF H T管を主体として使用する。埋め込み型を原則とし、部屋の機能に応じグレアカッターバー等を付加する。保守が行いやすい場所に設置することを原則とし、高所に設置する物については、昇降式照明器具や無電極電球の採用もしくは点検用歩路等により保守が行いやすい方式とする。

非常照明：廊下、階段に設置する。また、これによらず法的に設置を求められた場合は設置を行う。

誘導灯：バッテリー内蔵型を原則とし、関連法規に基づき設置する。

分電盤：共用部にE P Sを設け設置する事を原則とする。各室の電気容量は部屋の用途を考慮するとともに【別表1 各室性能表】及び「(3)主要諸室と想定面積等」に記載する要求水準等や機器・備品等から選定する。

コンセント：保健センターに供するコンセント以外に、便所を含めて、清掃等に使用する 一般用のコンセントも適宜設置する。コンセントは全て接地極付とする。

照明制御方式

a . 点滅方式：【別表1 各室性能表】にて定める点滅方法とする。

b . 必要に応じて初期照度に対する照度補正を行う方式とする。

計量区分：計量区分は、施設全体、保健センター、食堂部門、共用部とする。事務・守衛室に集中検針装置を設置し遠隔にて計量する。

イ 動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作・配管配線・幹線配線等を行う。

動力制御盤：原則として機械室内に設置する。

計量区分：上記ア電灯設備のと同様とする。

力率改善：1.5KWを越える動力装置については、動力盤内に低圧力率改善用コンデンサーを設ける。

ウ 受変電設備（施設内に電気室を設けること）

先端生命科専攻研究棟切替所にV C B 1台を増設し、6 6 0 0 V 1回線の供給を受ける。

上記にともない設備センター内電力監視設備のグラフィックパネル及び監視点数の増設、コンピュータ監視画面の更新等の改修を行う。高圧電気室は、本施設内の送電に適する場所に設け、室内には将来の変圧器、遮断器等の増設スペースを確保する。饋電盤以降の配線及びケーブルラック・配管等は本事業の範囲とする。

受電方式：6 6 0 0 V 5 0 H z 1回線受電

主要機器は以下による

a . 高圧配電盤形式：閉鎖型

b . 低圧配電盤形式：開放型

c . 遮断器：真空遮断器（電動バネ操作）

d . 変圧器：モールド型（アモルファス鉄心型）

制御監視：設備センターの既存電力監視設備に接続し状態の監視、遠方制御が可能な方式とする。これにともなう既存電力監視設備の改修を行う。

設備センターには以下の内容の制御表示を行う。

a . 全ての遮断器について以下の制御監視を行う。

- ・ 遠隔制御
- ・ 過電流警報表示
- ・ 地絡警報表示

b . その他警報信号を各種別毎に一括にて表示する。

- ・ 温度上昇
- ・ P F 断
- ・ M C C B トリップ
- ・ 漏電

エ 構内交換設備

本施設内の各所に配管配線等を行う。また構内専用 P H S も設備する。

交換機：設備センター内の既存電話交換機を利用する。有線の回線については、既存交換機にパッケージを増設する。P H S については、本施設に必要な回線分のパッケージを増設するとともに、C S の設置も行う。本事業にともなう全ての交換機のデータ設定も行う。

中継方式：ダイヤルイン方式とする。

電話器設置個所：【別表 1 各室性能表】による。また構内 P H S 用 C S を設置し、本施設内全域を包含する。

2 次側配線：配管配線及びモジュージャック設置を原則とする。

端子盤：E P S 内設置を原則とする。多くの電話器を設置する場所に関しては室内に端子盤を設置する。端子盤は、盤内にセパレータを設け、他の通信設備と共用することが出来る。

外部からの各出入り口には、内部との連絡用に内線電話機取り付けられるように機器収納箱及び配管配線等を設置する。

オ 構内情報配管設備

物性研究所本館 6 階の L A N H U B 室より G I - 8 C を共同溝を經由し引き込み、本施設内 1 階に光成端箱を設ける。

【別表 1 各室性能表】に記載する場所へ 2 次側配管配線を敷設する。配線は U T P ケーブルとする。

情報コンセントの設置種別及び取り付け個数は【別表 1 各室性能表】による。情報コンセントはエンハンスドカテゴリー 5 以上とする。将来の無線 L A N の導入が可能なように、天井内に配管を設ける。

本施設に必要なとなるスイッチング H U B、ルーター等のネットワークを構成する機器及びその設定を含めて、本事業の業務範囲として行う。

カ 拡声設備

消防法に定める非常放送及び業務放送兼用設備とし、事務室にアンプ設置する。

アンプ仕様：関係法規に定める内容を原則とする。

回線数：非常放送は関係法規による。業務放送機能は保健センターと食堂部門を区分すること。

スピーカ等：天井埋め込み型を原則とし、部屋単位に壁つき音量調整器を設ける。

キ 警報設備

女子便所

女子便所に警報用押しボタンを、その周囲に現場表示灯・ブザーを設置する。事務室、既存設備センターに表示盤を設ける。

多目的便所警報設備

多目的便所に警報用押しボタンを、その周囲に現場表示灯・ブザー・復旧ボタンを設置する。事務、既存設備センターに表示盤を設ける。表示盤は、上記の表示盤と共用する。

ク テレビ共同受信設備

各種テレビアンテナを設置し、本施設内の直列ユニット設置及びその間の配管・配線を敷設する。また将来CATVが引き込める方式とすること。

設置アンテナ種別：UHF・VHF・BSの各アンテナを設置する。またCSアンテナに関しては、将来対応が可能な計画とする。

直列ユニット設置場所：保健センターの事務室とする。

機器：双方向型とする。

ケ 火災報知設備

関係法規に基づくとともに下記内容により設置する。事務・守衛室に主受信器を設置する。また主受信機の全内容を設備センターに表示する。これにともない、設備センター内火災報知設備の改修を行う。

受信機：GP型受信機とする。

感知器：関係法規により設置し、保守が行いやすい場所に設置する。

コ 防犯設備

外部との出入り口にはカードロック装置を設けられるように計画し、配管・配線及び電気錠の設置を行う。

カードロック装置の故障表示は事務室に出す。

カード方式：JIS磁気カード方式とし、柏地区キャンパス内の既存の施設導入のシステムと接続し同様の方式とする。

設置場所は、保健センター出入口、食堂部門出入口（主出入口、サービス出入口）の3か所とする。

サ 構内配電線路設備

共同溝をもちいて本施設への電力引き込みを行う。

既設共同溝以外は、全て土中埋設管路にて引き込む。

シ 構内通信線路設備

共同溝をもちいて本施設への通信線引き込みを行う。

引き込み方法：既存設備センターの電話交換機を改修し、そこより分岐する。設備センターより本施設までは、既存共同溝を使用する。既存共同溝内は既設ケーブルラック上配線とし、LANについても同様に引き込みを行う。

既設共同溝以外は、全て土中埋設管路にて引き込む。

ス インターホン設備

保健センター出入口、事務室、診察室に、TV付きインターホンを設置する。

4) 機械設備における基本的要件

ア 空調熱源設備

熱源：主熱源は電気又は都市ガスとする。

計量

a 空調・換気用電力又は都市ガスについては、施設全体、保健センター、食堂部門、共用部の計量区分ごとに系統分けをし、課金に支障無く計量が出来るようにする。

b 計量は電力量計、ガスメーターによる遠隔自動検針を行い、計測装置は設備諸室の適当な室に設置する。

イ 空調設備

対象室名：【別表1 各室性能表】を参照する。

設計温湿度条件：外気条件・室内条件は、建築設備設計基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。

方式：方式の採用にあたっては、省エネルギー性やLCC（ライフサイクルコスト）に十分配慮する。設計時には、選定根拠などを示した計画説明書を提出すること。

ゾーニング：要求水準や提案上の方針等と整合性のとれたゾーニング計画とする。

省エネルギー措置：環境配慮型建築を目指し、LCCO₂（ライフサイクル二酸化炭素）削減のため、少なくとも次のような内容を検討・計画すること。

a 排熱回収制御

b 外気取入制御

機器：空調機は、メンテナンスを考慮した適切な配置とする。食堂部門内の機器は、食堂部門内の機械室に設置する。

空調運転制御：各室ごとに運転制御や温度調整が任意に可能な計画とする。また、食堂部門については、系統を各々単独にして負荷に応じた冷暖房の切替えが容易なものにする。

ウ 換気設備

対象室：【別表1 各室性能表】を参照する。

換気方式

a 各室の使用条件や空調方式との整合性を図り適正な方式を採用する。

b 方式の採用にあたっては、省エネルギー性やLCC（ライフサイクルコスト）に十分配慮する。設計時には、選定根拠などを示した計画説明書を提出

すること。

- c 厨房は時間帯で異なる必要換気量を考慮した風量切替機能を採用し、臭気による周辺への影響に配慮した計画とする。
- d 換気設備には、砂塵等を考慮したフィルターを設置する。

自然換気

可能な限り、自然換気を行えるよう計画する。その際強風が吹くことに留意した快適な室内空間になるようにする。

エ 自動制御設備

各々完結したシステムとする。

オ 衛生器具設備

衛生器具の形式

- a 【別表2 衛生器具及び配管材料等仕様表】の代表的な器具仕様による。
- b 清掃等の維持管理を十分配慮して器具を選定する。
- c 大便器は洋式便器とし、温水洗浄暖房便座を標準装備とする。
- d 各ブースには、比較的重いバック等を掛けられるフックなどを設ける。

カ 給水設備

給水負荷については、本施設の規模や使用勝手等を考慮し、期間や1日間の変化と最大負荷に留意して仕様を決定する。

給水方式

- a 供給は上水、中水（便所洗浄用）、井水（散水用）の3系統とする。
- b 加圧送水方式で本施設の共同溝内接続点まで供給され、上水・中水は0.45 Mpa、井水は0.2 Mpaの圧力を有する。
- c 便所の洗浄水には中水を使用する。
- d 既設共同溝以外は、全て土中埋設管路にて引き込む。

計量

計量は、遠隔自動検針を行い、既存設備センター設置の検針システム（愛知時計電機AMELIS900）に接続を行う。既存検針端末ユニットより分岐すること。

接続位置と口径

共同溝内、口径上水50A、中水50A、井水65A（各バルブ止め）

屋外散水栓

外構の植物に水を与えるため、必要な場所に屋外散水栓を設ける。なお、下水料金減免のため、散水栓には水道メータを設置すること。

キ 排水設備

排水方式

- a 排水方式は、自然放流とする。
- b 排水は、東側に位置するキャンパス構内の既設屋外排水管に放流する。
- c 雨水は、雨水系排水管に放流する。

排水処理

- a 厨房排水については、水質汚濁防止法、千葉県及び柏市の条例に従った水

質とすること。必要がある場合には、適正な水質に処理をして、生活排水系の屋外排水管に放流する。

- b 厨房排水処理設備を設置する場合は、省エネルギー性やLCC（ライフサイクルコスト）に十分配慮する。設計時には、選定根拠などを示した計画説明書を提出すること。

接続位置：放流は、施設直近の指定された排水桝に接続する。

ク 給湯設備

供給箇所：（【別表1 各室性能表】を参照）

燃料：都市ガス13A（発熱量46,050kJ/m³）又は電気

ケ 消火設備

消防法等関係法規に基づき同設備を設置する。

食堂の厨房には、必要がある場合には、簡易自動消火設備（フード内消火）を設ける。

コ ガス設備

ガスの種類：都市ガス13A（発熱量46,050kJ/m³）

供給箇所：（【別表1 各室性能表】を参照）

計量

課金区分により計量を行えること。

接続位置と口径

供給圧力：低圧

その他：ガス漏れ警報器、緊急遮断弁等の設置を利用条件により行い、安全性を高めること。

サ その他

騒音：居室においては、機器等から発生する騒音に十分配慮して、室内許容騒音値をNC-40以下かつ45ホン(A)以下とする。

舗装復旧：共同溝内から本施設までの土中埋設配管部分の舗装復旧を行うこと。

ス 配管材料の指定

【別表2 衛生器具及び配管材料等仕様表】により、これと同等品以上とする。

(8) 外構計画

- 1) 本施設周囲の事業計画地内を整地する。（【資料1 事業計画地位置図】を参照）
- 2) 事業計画地南側は石積擁壁を設け駐車場からのサービス動線（階段等）も整備する。

7. 各施設の要求水準

主要諸室の室数や面積及び使用勝手等の一般事項及び内装や設備等に関する事項につ

いては、【別表1 各室性能表】及び「(3)主要諸室と想定面積等」に記載する要求水準等や機器・備品等によるものとする。

8. 設計及び施工に関する要求事項

(1) 設計に関する要求事項)

1) 業務

ア 本施設担当者の指示にしたがい業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を遂行すること。

イ 業務の詳細及び当該工事の範囲について、本施設担当者と連絡を取り、かつ十分に打合せをして業務の目的を達成すること。

ウ 業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに本施設担当者に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをすること。

エ 業務に必要と判断した場合は、地質調査を行うこと。

オ 設計図書等の表記方法については、本施設担当者との協議すること。

カ 官庁協議及び消防協議の結果は必ず大学へ書面にて報告すること。

2) 設計図書

基本設計及び実施設計完了時には設計図書を本施設担当者に提出し、確認を得ること。提出する設計図書は、工事施工及び工事費積算に支障のないものとし、詳細については事業契約書(案)によるとともに本施設担当者との協議すること。

(2) 施工に関する要求事項

1) 住民対応

ア 建設工事に先立ち、周辺住民に対する工事の説明を行うこと。

イ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理すること。

2) 安全対策

ア 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害がおよばないように、万全の対策を行うこと。

イ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。

3) 環境対策

ア 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境におよぼす影響について、十分な対策を行うこと。

イ 周辺地域に万一上記悪影響を与えた場合は、苦情処理等事業者の責において処理すること。

4) 既存環境の保護

- ア 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
 - イ 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。
- 5) 施工管理
- ア 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画にしたがって工事を実施する。
 - イ 本施設は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。また、施工状況について説明を求められたときには速やかに回答すること。
 - ウ 本施設担当者に対し、定期的に工事施工管理状況の報告を行うこと。
 - エ 工事完成時には、施工記録を整備し本施設担当者に提出すること。
 - オ 本施設が別途発注する施工上密接に関連する工事や機器・備品等の業務がある場合は、工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努めること。
- 6) 廃棄物の処理
- ア 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。
 - イ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- 7) その他
- ア 工程については、無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に実施されるよう管理すること。

・ 運營業務に関する要求水準

1 . 目的

本事業により整備される食堂部門を運営し、キャンパスの学生及び教職員約 2 千人（平成 1 8 年 4 月現在）の生活基盤を支援し、快適なキャンパスライフに寄与するものである。

2 . 一般事項

(1) 選定事業者の業務範囲

食堂部門の運營業務

(2) 運営期間の設定

施設供用開始後、事業期間終了までとする。

(3) 業務実施体制

- 1) 選定事業者は、運營業務窓口を設置し、大学に通知する。
- 2) 選定事業者は、上記窓口を通じて大学の意見を反映した運營業務を実施すること。

(4) 業務計画書の作成

- 1) 選定事業者は、業務の実施に当たり、運營業務計画書を作成すること。
- 2) 運營業務計画書には、以下の項目を記載すること。
 - ア 運營業務実施体制表
 - イ 運營業務の責任者及び必要な資格等
 - ウ 運營業務日程及び運營業務提供時間帯
 - エ 運營業務内容及び実施方法について
 - オ 運營業務報告の内容及び時期について
 - カ 苦情等への対応について
 - キ 利用者のニーズの把握について
 - ク 非常時、災害時の対応及び体制について
 - ケ その他、運營業務上必要な事項について

3 . 食堂部門の運營業務

(1) 設置の目的

柏地区キャンパスの学生、教職員及び来校者への食事、喫茶等の提供を行う。

(2) 施設位置・規模等

1) 施設位置

「街」と柏図書館を結ぶ歩行者用通路の東に接して「食堂部門」を、その東側に「保健センター」を配置する。

2) 規模等

食堂部門の延べ面積は、約 570 m²とし、約 200 席程度を確保する。(屋外テラスの席数には含まないものとする。)

食堂(客席)は、一体とすることも、区分(可動間仕切り、スクリーン等を含む)することも、要求水準を満たすのであれば、入札参加者の提案によるものとする。

(3) 業務(サービス)内容

昼食時間帯(11:30~13:30)に 500 食以上、昼食時間帯のピーク(12:00~13:00)に、300 食以上の食事等を提供できること。また、栄養バランスに十分配慮した豊富なメニュー、低廉な価格により、利用者のニーズを満たすこと。ただし、低廉な価格帯があれば、一部の価格を多少上げてよい。

昼食時間帯(11:30~13:30)から夕食時間帯(17:00~20:00)までの間も、継続的に食事等のサービスを提供すること。なお、当該時間帯のメニューは、軽食・喫茶を主体としてもよいが、軽食については複数メニュー(日替わりとし多い方が好ましい)を用意すること。

さらに必要に応じて、学会等、学内の各種行事等の 50~150 人規模のパーティ会場(貸切、立食の可)として運用できるようにすること。ただし、その場合であっても 20 席程度の一般利用者席(可動間仕切り等で区分)を用意すること。

上記、の食事等のサービスの提供以外のサービス内容については、選定事業者の提案に委ねる。

事前に大学の許可を得て、17:00 以降のアルコールの提供を認める。

(4) 営業時間

月曜日~金曜日(終日 11:30~20:00)

土曜日(昼食時 11:30~14:00)

休日(日曜、祝祭日、年末年始、夏季休暇(2~3 日程度))の営業については、選定事業者の提案によるものとする。

なお、以上の営業時間は必須(コア)時間であり、選定事業者の提案及び大学の承諾により、早めることも、延長することも可能である。

宿泊者のためにも朝からの営業が望まれる。宿泊施設の利用者は 20 人程度である。

外部の利用者を拒むものではない。

2000 人の内訳は、院生などの学生 1500 人、教職員等 500 人程度となっている。

現施設での休日の利用者は平日の 20%程度である。

(5) 設備等

運營業務を実施するために必要とする、食堂部門の特殊内装等整備費（間仕切り、案内板等）、演出付加設備等整備費（スポットライト、BGM等）、什器備品類等整備費（ショーケース、キャッシャー、事務机・椅子、倉庫棚等）については、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担とする。

なお、選定事業者が設置したこれら内装、設備、什器備品等は、原則として事業完了時に選定事業者の費用で撤去するものとする。ただし、大学と選定事業者との間で協議が整えば、そのまま残置することも可能とする。

ただし、厨房設備及び食堂客席部分のテーブル・椅子については、本事業の施設整備業務の範囲に含まれるものとする。

(6) 維持管理費及び光熱水費

運營業務を実施するために必要とする、食堂部門の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務並びに光熱水費については、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者が負担するものとする。

これらの維持管理（修繕を含む。）には、本事業の施設整備業務で整備されたものの他、選定事業者が自らの負担で整備した内装、設備、什器備品等を含む。

(7) 建物使用料

運營業務を実施するために必要とする、食堂部門については、大学が選定事業者に有償で貸し付けるものとする。

(8) その他

- 1) 食堂運營業務にあたって必要な許認可については、選定事業者が申請することとする。
- 2) 選定事業者は、食堂の設置目的を損なわず、上記の諸条件を満たす範囲内であれば、事前に大学の許可を得て出張サービス等の運營業務を行うことができる。
- 3) メニューのテイクアウト、お弁当・パン・飲み物等の飲食物の販売については、選定事業者の提案による。
- 4) 選定事業者による清涼飲料水などの自動販売機は、設置することができない。
- 5) 大学が主催する、大学、利用者、事業者、運営に当たるものからなる「食堂運営協議会」に出席し、柏キャンパスの食堂運営に係わる全般的な課題等の検討及び協議に参加すること。